

高島屋南・まちづくりニュース

このニュースは、地区の皆さんとの意見の交換
また、情報の共有の為に、発行されます。

2014.03
vol.47号



平成25年度 臨時総会 開催 於：平成26年2月12日（水）シネックスホール

<全会一致で可決された臨時総会議案>

- 一、 金融機関からの借入金の借入等承認の件
- 二、 岐阜信用金庫への出資承認の件
- 三、 指定金融機関承認の件
- 四、 市街地再開発組合設立発起人選任の件



1. 臨時総会で可決された議案
2. 借地権の申告について
3. 今後の予定

CONTENTS

発行 // 高島屋南市街地再開発準備組合 TMK
<http://www.tmk-gifu.com/>

臨時総会で可決された議案

金融機関からの借入金の借入等承認の件

建物現況調査、基本設計及び資金計画作成等の事業費を支出するため、高島屋南市街地再開発準備組合同規約第14条第1項第5号の規定により、次に掲げる条件により金融機関から事業資金を借り入れる。ただし、借入は、金融機関の承認を得た後に実行するものとする。

なお、本借入金は、市街地再開発組合が設立されたときに当該組合に引き継ぐものとする。

借入目的	市街地再開発事業の事業資金	
借入限度金額	120,000千円（利息返済分を含む）	
借入形態	手形	
償還	返済期日	平成28年10月末日
	返済方法	市街地再開発事業の一般会計補助金（事業計画作成費及び権利変換作成費等）等による分割返済
利払いの方法	6ヶ月分前払い	
借り入れ金融機関と 借り入れ割合	十六銀行柳ヶ瀬支店	借入額の50%
	岐阜信用金庫美江寺支店	借入額の50%

岐阜信用金庫への出資承認の件

岐阜信用金庫からの借り入れのため、信用金庫法に基づき、当該信用金庫に加入する必要がある、岐阜信用金庫定款により、10,000円（20口）の出資を行うものとする。

指定金融機関承認の件

平成14年9月4日開催の総会において、預け入れ金融機関（十六銀行柳ヶ瀬支店）が指定されているが、今回、事業資金の借り入れに伴い、新たに口座を開設するにあたり高島屋南市街地再開発準備組合同規約第24条第1項の規定に基づき、金融機関の追加、指定を行うものである。

金融機関名 岐阜信用金庫美江寺支店
所在地 岐阜市今小町20番地

市街地再開発組合設立発起人選任の件

（仮称）高島屋南市街地再開発組合を設立するにあたり、以下の者を発起人とする。

<発起人>

石渡 祥議、加藤 雄次、澤 裕子、竹中 誠一、田宮 雅雄（発起人代表）、福井 雅一（五十音順、敬称略）

借地権の申告について

借地人の方は『借地権の申告』をお忘れなく！

○借地権の申告とは

借地人の方は、市街地再開組合の設立について同意・不同意をするにあたり、定められた期間中に、岐阜市に都市再開発法に規定される書式によって『借地権の申告』をする必要があります。

なお、再開発組合が設立された場合、借地権の申告をされなかった方も、借地の事実があれば、権利者となります。

○『借地権の申告』ができる期間

4月上旬頃を予定しています。申告期間は後日「まちづくりニュース」にてご案内します。詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。



<問い合わせ先>

岐阜市都市建設部市街地再開発課 柳ヶ瀬地区係

TEL 058-265-4141 (内線2895)

※問合せ時間：8時45分～17時30分。ただし、土・日曜日、祝日を除く

今後の予定

□ 権利者個別面談会進行中！

組合設立をめざし、権利者の方々の資産が概ねどのくらいになるのか、また、再開発で権利や補償がどうなるのかといった具体的なお話をする面談を始めています。
ご希望の日時を下記の再開発コンサルタントにお知らせください。

(株)都市研究所スペース 担当：浅野・加藤・山崎

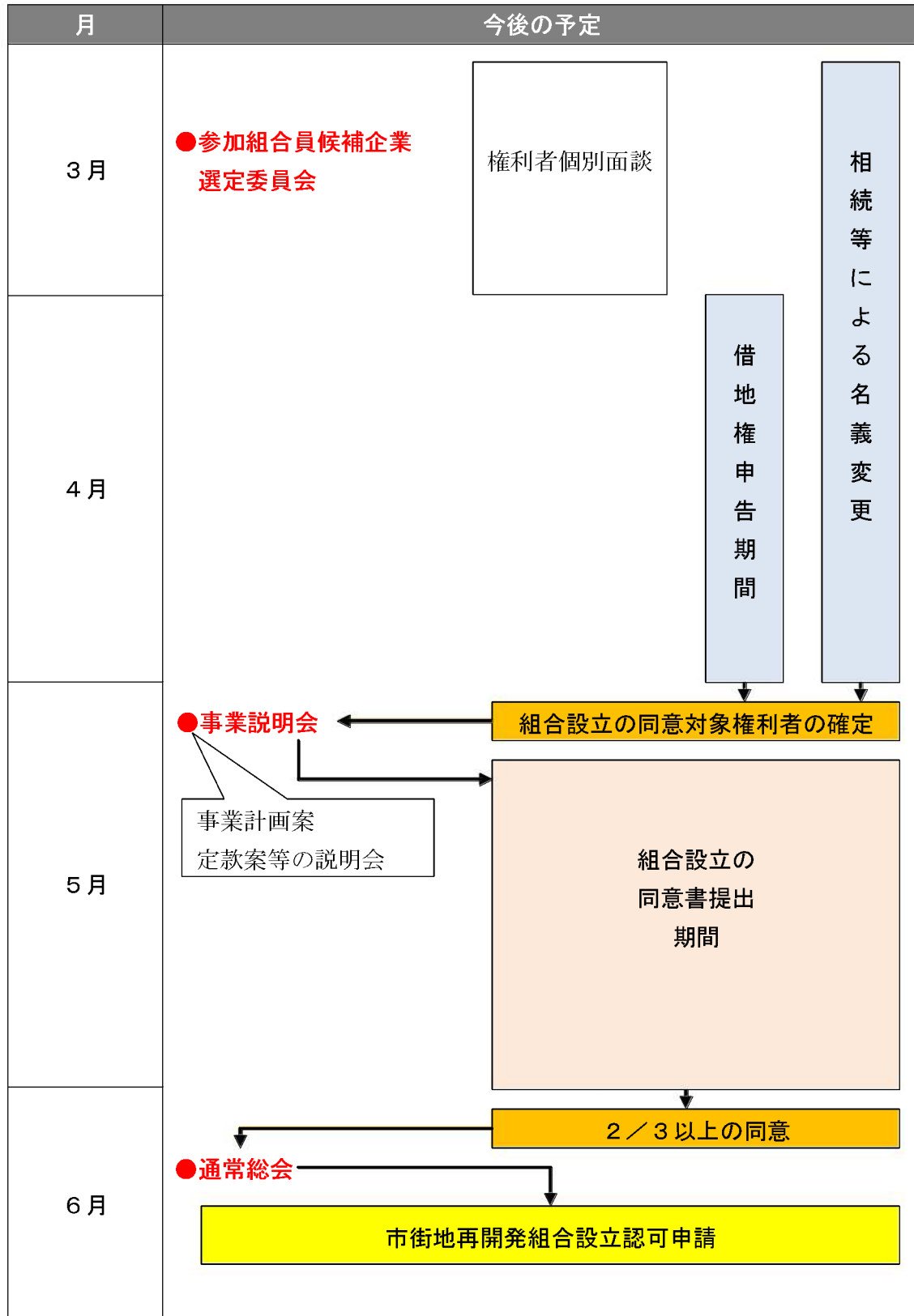
TEL 052-242-3262

□ 参加組合員候補企業 3月に委員会で決定！

再開発で建設予定の高層住宅（権利者住居を除く）を一括処分するために、本地区にふさわしい民間企業（参加組合員）の選定を進めています。現段階で、大手企業を含む複数の会社が参加表明をしています。その中から、3月には、学識経験者等で構成される委員会で参加組合員候補企業を選定する予定です。

□ 組合設立のための事業説明会 5月上旬に開催予定！

市街地再開発組合の設立には、組合の運営ルールを決めるいわば組合の憲法ともいえる『定款』と事業の概要を示す『事業計画』を作成し、皆さんの同意をもって、岐阜県の認可を得る必要があります。5月上旬には、その説明会を実施する予定で、詳細は後日お知らせいたします。



※事業の進展により変更となる場合があります。